

令和5年11月24日(金)

於：西宮市役所本庁舎8階813会議室

西宮市社会福祉審議会

令和5年度 第3回 高齢者福祉専門分科会

会 議 録

〔午前10時00分 開会〕

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回高齢者福祉専門分科会を開会します。

本日は、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、福井委員から欠席とのご連絡をいただいておりますので、先にご報告申し上げます。なお、吉田委員におかれましては、現在はまだ到着しておられませんが、後ほど来られる予定となっております。

本日の高齢者福祉専門分科会は、委員総数18名のうち出席委員は吉田委員を含めて17名で、出席委員数が開催要件である半数以上に達していますので、西宮市社会福祉審議会規則第3条第6項の規定により、当専門分科会が成立していることをご報告します。

議事に先立ち資料の確認をお願いします。資料No.1「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の素案について」です。

なお、本日、傍聴希望者はおられません。

ここからの議事は、会長に進行をお願いします。

○会長 本日は、お手元の次第にありますように、3年ごとに見直しを行ってまいりまして、今回が第9期になります介護保険事業計画の素案について検討いただきます。

早速ですが、事務局から説明いただいて、その後で皆さんでいろいろとディスカッションしたいと思います。

○事務局 議事(1)の西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の素案について説明します。

資料を1枚めくって、目次をご覧ください。

前回の社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会では、この資料の第1章「計画の基本的な考え方」から第5章「施策の展開」までをご説明しました。この素案では、次のページの第6章「介護サービス量等の推計」、第7章「介護サービス給付費及び保険料」、第8章「計画の推進体制」を追加して記載しています。骨子案では「素案に記載」としたところもありましたので、骨子案から素案で追加したところを中心に説明します。

まず、19ページのグラフは、介護職員の需要と供給の推計です。2035年以降は介護職員の需要が供給を上回ると推計されており、現状においても需要と供給の差は小さく、利用者ニーズに応じたサービスを提供することが難しくなっていると想定されるため、介護人材の確保に向けた施策を推進する必要があります。

27ページから33ページには、介護サービスの状況について記載しています。

34ページには、介護予防・日常生活支援総合事業の状況を記載しています。

次に、44ページからは、第5章「施策の展開」の基本施策について記載しています。前回の分科会において、「達成状況をはかる成果指標について、できる限り数値化すべき」というご意見をいただきました。数値化することについて検討しましたが、第8期の期間が新型コロナウイルス感染症拡大期という特殊な時期とかぶっており、令和2年度、令和5年度の数値から令和8年度の推計を立てる

ことは難しいことから、指標は矢印のままの表示としました。

45ページには、各施策の重点的な取組について、活動指標（目標値）を記載しました。

54ページには、前回の分科会で、職能団体との懇話会を継続していることを計画に取組として記載するようご意見をいただきました。「介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上」の導入部分の2つ目に、職能団体等との意見交換などについて、課題解決に向けた検討を行う旨を記載しました。

65ページでは、西宮版チームオレンジについて、チームオレンジの取組、活動のポイントや工夫している事例を記載しました。

67ページの「西宮での包括的な支援体制づくりに向けて」では、本市において地域共生社会の実現に向けて第9期計画で積極的に取り組むべきものとして挙げています重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的な支援体制づくりを目指します。

70ページには、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）について記載しました。

73ページには、介護予防・日常生活支援総合事業の充実について、西宮の介護予防・日常生活支援総合事業の取組を記載しています。

次に、74ページからは第6章「介護サービス量等の推計」で、令和5年度の実績見込みと令和6年度から8年度の推計値を記載しています。

74・75ページには、被保険者数の推計、要介護認定者数の推計を記載しています。本市では、第1号被保険者数の増加に伴い要介護認定者数が増加しており、今後も増加が続くものと予測しています。

76ページからは、介護サービス量の見込みを記載しています。

76ページの居宅介護サービスの見込量、77ページの介護予防サービスの見込量では、要介護認定者数の推計、要支援認定者数の推計により、多くのサービスについて増加を見込んでいます。

78ページは施設サービス利用者数の見込みです。在宅生活が困難になった要介護高齢者のセーフティネットとしての施設サービスの位置づけを踏まえ、今後の要介護認定者数の伸び、介護老人福祉施設の待機者などを加味して、見込量を算出しています。

79ページは、地域密着型サービス利用者数、利用回数等の見込みです。利用者数、利用回数等の見込みについては、過去の給付実績などを基に算出しています。要介護認定者数の推計により認定者数の増加が予測されることから、各サービスについて増加を見込んでいます。下の表は施設整備数について記載しています。

80ページからは、地域支援事業について記載しています。地域支援事業は、被保険者が要介護・要支援状態に至ることを予防するとともに、要介護・要支援状態になった場合にも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

84ページでは、地域支援事業費の上限について記載しています。地域支援事業の事業費は、地域支援事業の実績や国の示す上限設定を踏まえて見込みます。

次に、4の保健福祉事業です。保健福祉事業は、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもので、第1号被保険者の保険料が財源となります。

85ページからは第7章「介護サービス給付費及び保険料」です。

介護給付費の推計については、要介護1～5の人に対する介護給付を、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設サービス等に分けて試算しました。介護給付費推計の表の一番下ですが、介護給付費の合計は、令和6年度は329億4,467万4,000円、令和7年度は337億2,932万8,000円、令和8年度は345億5,196万5,000円と見込んでいます。

86ページの介護予防給付費の推計については、要支援1・2の人に対する予防給付を、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等に分けて試算しました。表の一番下、予防給付費の合計は、令和6年度は17億7,767万5,000円、令和7年度は18億2,909万8,000円、令和8年度は18億6,021万2,000円と見込んでいます。

87ページの「3)標準給付費の推計」です。先ほどの介護給付費及び介護予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせた標準給付費を試算しますと、上の表の一番下、標準給付費の合計では、令和6年度は365億3,627万5,000円、令和7年度は374億808万1,000円、令和8年度は382億9,741万1,000円を見込んでいます。また、参考に令和22年度（2040年度）の試算も記載していますが、合計額が464億6,096万6,000円と推計しています。

次に、「4)介護保険料算定にかかる事業費」です。標準給付費や地域支援事業費、保健福祉事業費を合わせた介護保険料算定にかかる事業費を試算しまして、下の表の一番下の合計欄ですが、令和6年度は392億5,193万2,000円、令和7年度は403億4,771万8,000円、令和8年度は413億4,824万2,000円を見込んでいます。また、令和22年度（2040年度）では492億6,971万4,000円と推計しています。

88ページの保険給付費等の負担割合では、1)には保険給付費の負担割合の仕組み、2)には地域支援事業費の負担割合の仕組みを記載しています。

89ページからは第1号被保険者の保険料について記載しています。

まず、第8期計画の状況については表に記載のとおりですが、第8期計画期間中の保険料基準額は、第5段階の月額5,600円、年額6万7,200円でした。

90ページは、保険料の見直しについてです。

令和6年度～8年度の第1号被保険者の保険料は、現時点での推計では表に記載のとおりです。介護報酬の改定や介護保険準備基金の取崩し等も勘案して保険料を設定していくことになります。

また、第9期計画期間の保険料段階については、国は第13段階までとする方向としています。本市においては、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制すること、負担能力に応じた負担の観点から、課税所得段階の第6段階以上から多段階化し、18段階として、高所得者の基準割合の引上げを予定しています。

91ページの上の表は、保険料段階別の被保険者数の推計と構成比を記載しています。

下の四角は、第9期事業計画における保険料基準額の案です。表には、左から第7期からの保険料基準額の推移を記載しています。左から4番目、第9期の基準額は、月額6,300円～6,700円を見込んでいます。また、表の右側には、参考として、2030年度、2035年度、2040年度の基準額の推計を記載しています。

92ページは低所得者への対策です。

まず、低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業について、今後も保険料の上昇が見込まれる中、制度を持続可能なものにするためには、低所得者も保険料を負担することを可能にする必要があります。そのため、消費税等が10%に引き上げられたことに伴い消費税に公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、本市でも軽減を行っています。

表は、第9期計画期間中の第1段階から第3段階の保険料率について、軽減前を記載しています。軽減後の率については、現段階で未確定ですので、次回にご審議いただきます。

次に、保険料の市独自減免の実施についてです。

本市においては、収入要件や資産状況に着目することで、課税層であっても生活困窮減免の要件に該当する方を対象に減免を行っています。第9期計画期間の保険料減免の割合は、下の表に記載のとおりです。

なお、表の右から2番目、公費による軽減後の欄と一番右の減免後の欄は、未確定ですので、次回にご審議いただきます。

93ページからは第8章「計画の推進体制」です。

93～94ページには、推進体制として、庁内の推進体制、様々な活動主体等との協働体制、兵庫県及び国との連携について記載しています。

95ページには、計画の進行管理として、計画の評価・検証と計画の見直しについて記載しています。

96ページ以降は資料集です。

説明は以上です。

○会 長 前回の骨子案を受けて素案として基本的なところをまとめていただきました。何か質問なりご意見はありませんか。

○委 員 何点かありますが、ささいなことばかりですので、まとめて質問します。

まず、1ページ本文の9行目に「さらに、東京圏を中心に都市部では医療・介護需要が爆発する一方」とありますが、この「爆発する」という表現はいかがなものかと思いますので、適切な表現に変えていただきたいという意見です。説明は要りません。意見です。

次に、35ページの真ん中、「特に影響があるのは、社会参加については新型コロナウイルス感染症の流行で地域での活動が中止・縮小する中で、特に一般高齢者では地域の集まりに参加する人は減少し」というのはそうだと思います。社会福祉協議会の活動を見てもそうです。しかし、その次に「生きがいを持つ人

も減少しています」とあります。ここは高齢者の中で生きがいを持つ人が減少しているという文脈だと思いますが、減少しているのは高齢者だけですか。そのあたりを曖昧に「生きがいを持つ人も減少しています」と書いていますが、データがあれば教えてください。

次に、ここからは保険料に関係してくるところです。

74ページの被保険者の推計はコーホート変化率を使うのが適切だと私も思いますが、75ページの一番下の欄の要介護認定率を見ると、20%が20.3%、20.6%、20.9%と0.3%ずつ増えています。この要介護認定率は、実は保険料に非常に影響する基礎数値になりますので、0.3%の根拠を教えてください。

次に、88ページに保険給付の負担割合が書かれています。冒頭に原則として、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、残りの50%は保険料で、65歳以上の1号被保険者が23%、40歳以上65歳未満の2号被保険者が27%です。ところが、国の25%というのは、20%プラス調整交付金の5%です。西宮市では、この調整交付金の5%分をもらえていません。介護保険制度は2000年に始まりましたが、西宮市は、25%をもらえていなくて、ずっと少ないままです。このことについては西宮市では制度が始まる前から問題にしていまして、国が税金で4分の1を持つと言ったのだからきっちり欲しいと、市議会からも意見が出ましたし、国にずっと要望し続けたのですが、それに対しては返事も何もありません。5%の調整交付金が満額入らないために、西宮市では、1.24%が65歳以上の方の保険料に上乘せられて、本来ならば23%の負担でいいはずなのに、24.24%になっています。この点について西宮市の姿勢として国に申し入れしてもいいのではないかと思います。昔は何年間か要望書を出してきました。これは意見です。

最後に、91ページに保険料が出てきますが、第9期の基準額が6,300円～6,700円になっています。この算定根拠を教えてください。保険料を設定するときには、介護報酬の改定の影響が大きいですから、要介護認定者数と介護報酬の改定額で計算するのですが、90ページにある介護給付費準備基金の取崩しをどれだけすれば6,300円～6,700円になるのかも教えてください。もっと取り崩せるのなら取り崩してもいいのではないかというのが私の意見です。5,600円をそのまま据置きというのは、介護報酬は絶対に上がりますから、無理があるかもしれません。5,600円から6,300円～6,700円へのアップはできる限り抑えていただきたいと思っています。

以上です。

○事務局 まず、35ページの「生きがいを持つ人の割合が減少している」という表現は、アンケート調査から見たことです。資料編の100ページに載せていますが、⑤の「生きがいの有無」の一般高齢者、今回調査、前回調査のところが根拠となっています。

次に、75ページの認定率については、介護保険の見える化システムで算定したものに認定者数もコーホート変化率を用いて計算しまして、毎年0.3%ずつ伸びるという結果が出ています。

次に、調整交付金については、国のほうに要望はしているところです。

91ページについては、厚生労働省が示している見える化システムでの給付費の伸びなどを勘案しているのですが、現在はまだ介護報酬の改定などが示されていません。基金の取崩しについては、昨年12月の時点では約21億円の残高見込みとなっており、報酬改定への対応として置いている分や将来的な保険料の激変緩和への対応もありますが、8億円を取り崩して繰り入れる予定で試算しています。最終的には次回に保険料は幾らとお示ししますが、現在の時点ではこちらの金額で算定しています。

○会 長 保険料に関してはかなりぐっと伸びています。第8期において5,600円で据え置いたのは、たしか基金をかなり繰り入れたのですね。

○事務局 そのときは、28億6,500万円ほどを繰り入れて保険料を据え置きました。

○会 長 その額は過去最高ですね。

○事務局 はい、そうです。

○会 長 前は基金を取り崩して繰り入れたので5,600円を維持できたが、今回は、現時点で21億円しかないので、前回ほど抑えるのは難しいですね。

○事務局 前回は保険料を据え置いたことや、高齢者数や保険給付費の伸びもありますし、やはり今後のためにも基金はある程度残しておきたいということもあります。介護報酬の算定がまだされていない状況ですので、最終的な保険料については次回に示したいと思います。

○会 長 88ページに関しては、国25%、県12.5%、市12.5%で、残りが保険料ですが、調整交付金が入るので、厳密には国は20%プラス調整交付金5%なのですね。西宮市の場合は、調整交付金は5%ではなくて3.76%なのですが、これは、市としての介護保険財政の健全さが影響しているのですか。

○事務局 調整交付金については、高齢者の年齢構成や所得段階に応じて調整されますので、4%台だったときもありますが、3.76%が現状となっています。

○会 長 これをしっかりと5%分をもらえたら幾らかでも変わりますね。

○事務局 調整交付金については、75歳以上人口の割合や70歳以上高齢者の所得の状況によります。西宮市では、所得が高い状況ですので、これだけしかもらえていないということです。全国的には、5%満額であったり、それ以上交付されているところもあります。

保険料の全体的なところを補足しておきますと、資料の85ページには介護予防の給付の推計を、87ページには3年間でかかる施設整備やサービス利用などの全体の合計の費用（標準給付費）を載せていますが、これを賄うためには、91ページに保険料として第9期は6,300円～6,700円が必要だと設定しています。

前回は据え置きましたのは、コロナ禍であったことや、1号被保険者の保険料負担割合が23%で据え置かれたこと、そして、28億円ほどの基金のほぼ全額を取り崩せたことが要因だと考えています。阪神間でも、本市ともう1市だけで、あとはほとんど保険料が上がっていました。

これまで準備基金は全額、保険料軽減に使っていましたが、今回は国のほうから、2030年、2035年、2040年に向けて急激に給付が増えることを踏まえて、基金

を全額取り崩すのではなく、残すことも考えるようにと初めて示されました。今は報酬改定など最終的な状況は出ていませんが、全額取崩しはなかなか難しい状況になっています。

○会 長 前はほとんど全額を取り崩して据え置いたのですが、今回はそうはいかなさそうですね。

○事務局 第8期は保険料を据え置きましたが、今回もし据え置けば、2025年問題に向けて、第7期から第9期にかけての9年間、保険料を据え置くこととなり、これは不可能と考えています。

ただ、1号被保険者の保険料負担は市民生活に直結するものですので、今回の計画の中で大きく見直したものが保険給付で影響が高い施設整備です。昨今、特別養護老人ホームの待機者が減少していますし、施設側から待機者の方に連絡しても、「今はまだいいです」とお断りされることもあります。そういう現場の状況や上がってきたデータから、施設整備については少し整理を行いまして、今回の保険料を検討しました。

○会 長 そういう点で伸び率を抑えようとしているんですね。

○事務局 はい、そのとおりです。

○委 員 大変よく分かりました。

介護保険が始まって23年たちますが、西宮市では赤字におちいったことはこれまでただの一度もないはずですが、それは保険料を高く設定しているからです。保険料というのは3年間の総量で計算するもので、残ったら基金に積み立てる仕組みです。ですから、23年間ずっと積み立ててきたという経過があるわけです。

そこで、赤字になる自治体もありますから、赤字になればどうなるのかを説明してください。赤字になればとは言いませんが、もう少しぎりぎりまで基金を取り崩してもいけると思います。

また、局長から施設整備の話が出ましたが、在宅サービスのほうは、現在の需要の中で計算どおり100%提供できるのかという疑問があります。サービスが欲しくても提供できない事態が今までも生じていますし、今後ますます生じる予測でしょう。この段階でそのあたりを勘案するのはよくないと思いますが、そういう事態もあり得ますから、基金をもう少し繰り入れればと思います。

私は、保険料を値上げすることに反対するものではありません。今回は上げなければいけないと思います。ただ、その上げ幅はもう少し抑えられるのではないかというのが私の意見です。

○事務局 介護保険会計が赤字になると、県が設置している財政安定化基金から借り入れることになりますが、その借り入れた分については、次の計画のときには保険料に上乘せしないといけない仕組みになっています。

○会 長 そうなると火の車になっていきますね。

19ページの介護人材に関する部分では、お金のことは大変ですが、介護人材も不足していくとなっています。これは、西宮市だけに限らず全国的な動向ですし、新たに事業所を立ち上げることは決まっているのに、スタッフ確保が難しくて延期するというケースが多くなっていますので、介護人材の問題はかなり深刻です。

この介護人材の確保については、西宮市だけで行うことは難しいのですが、重要な問題だと思います。何かご意見はありませんか。

○委員 まず、がむしゃらに私たちの窮状を訴えまして、54ページに「職能団体等との意見交換などを通じて」「問題解決に向けた検討を行います」と入れていただいております。ようやくスタートラインに立てたと思っていますので、期待していますし、頑張りたいと思っています。これは感想です。

その下ですが、「多様な介護人材の確保・育成・資質の向上」の⑥、新規のところですが、「介護の仕事内容や資格、魅力について知ってもらうため、セミナーを開催します」と書かれています。これもすごく大事なことだと思っています。この具体的な広報や頻度や実施方法について、もし今の時点で分かっているのであれば教えてください。

○事務局 このセミナーについては、福祉人材センターやハローワークなどと協力して実施していきたいと考えています。特にハローワークからは「協力しません」という返事をいただいています。

○委員 具体的にはまだ決まっていないと思いますが、再三申し上げているとおり、現場の魅力は現場から発信できると思っています。市内の事業所からも手を挙げるところがたくさんあると思いますので、一緒にやっていただけたらと思います。そこに委託するという意味ではなく、一緒に現場から魅力を発信していただけたらと思っています。

その上の介護職員初任者研修等受講費助成交付件数ですが、令和5年、令和6年で5件ずつ伸びています。この数字の導き方を教えてください。

○事務局 初任者研修の受講費助成は、令和元年から始まっています。35人からスタートして、徐々に数字が上がってきています。令和4年度実績は109件ありまして、伸び率が少し落ちてきましたので、緩やかな伸びを見込んでその数字を記載しています。この研修を終えると訪問に出ることができますので、今後もこの助成は続けていきたいと考えています。周知の方法などを継続して考えていきたいと思っています。

○会長 ●●委員は、前回、ケアマネの窮状を訴えられていましたが、なかなか厳しい現状が続いています。特に待遇面の改善が全国的にも課題になっていますので、今回の報酬改定で幾らかの改善が図られると思いますが、その待遇の話と、仕事そのものの魅力を発信すべきだと思いますので、まずこういうセミナーが協力してできるといいですね。

○委員 介護人材など福祉人材の話をしします。

1週間前にあった阪神間7市1町の社会福祉協議会の理事長・会長報告会で聞くと、他の社協では人材を募集しても応募がゼロらしいです。西宮市社協では、今年7月の募集で総合職11人、介護支援専門職12人が来て、一応試験が成り立って、2～3人の採用に至るという現状です。その中で出てきたのは、やはり処遇が悪い、つまり給料が安いことです。民間と比べるとうんと安いし、他の自治体と比べても安いのです。そのために初任給のベースを上げたところもあるのですが、それでも来ないそうです。西宮市社協は、高いとは言えませんが、市よりも

1号下だけですから、安いとも言えません。県庁や神戸市役所よりも西宮市社協のほうが給料が高いですから、応募してくれるのです。

もう一つはインターンシップです。学生のと時からいろいろ関わってもらえるような仕組みをつくらないといけないと考えて、西宮市社協ではインターンシップを実施しています。大学2年生をターゲットにして、特に西宮市社協は青葉園という重度の通所施設を運営していますから、そこを見学して、職員と話したりしてもらっています。そういうことを行くと、インターンシップに来た人が応募してくれるのです。人材を確保するためには職場を知ってもらわなければならないので、大学に限らず専門学校にも呼びかけて現場に来てもらえるような機会をつくっていき、市もそれをバックアップしていかないと、一般的なPRや広報だけでは広がらないと思います。

○会 長 西宮市社協では早い時期から学生が現場に関わっているのです、西宮市社協に応募してくれるのですね。

また、他市と比べると西宮市社協の募集時期は早いです。他の自治体では、欠員補充の関係で市と交渉して人材の経費の確保ができてから募集をかけるので、秋口ぐらいになっています。遅くなると、福祉現場に入りたい人はもう就職先が決まっていますので、一般企業と同じぐらいの時期まで募集時期を早めることも必要です。

また、学生たちはホームページやSNSで情報を取得しますので、ネット情報を充実させて、そこで魅力を十分に伝える工夫も必要になります。

待遇の話もありますが、インターンシップや実習などで現場に触れて、ぜひここという流れができると、幾らかでも改善できるかなと思います。

○委 員 おっしゃるとおりだと思います。私どものところでは、2月、3月に決まる学生もいるので、意外に回転も速いのです。そこは社協とは違うと思いました。

確かにSNSやホームページを学生はよく見ているのですが、利用者と笑顔でお話しする写真を載せてもよく伝わりませんし、福祉の分野でそこで魅力をどうやって打ち出すのかは非常に難しいと思いました。

○会 長 私たち大学もそうですし、現場も行政も力を合わせて人を巻き込むようなことができ、西宮市の福祉分野には人が来るとなればいいですね。

○委 員 今のお話に関連して、以前はそういうことはなかったのですが、ここ数年、高齢者あんしん窓口や作業のときに実習生がよく来られています。

56～57ページのあたりは在宅医療の当事者の観点で書かれていると思うのですが、うちで困っているのは、マンションに住んでいる元気な認知症や精神障害をお持ちの方を老老介護している家族のことです。ご本人は元気なので抑えが効かなくなるのですが、マンションにお住まいですと、その周りの若い人が排除に向かうことがあります。

先週も民生委員1年目の方から緊急の相談がありました。あるマンションの理事長から「見ていられないから」という話があったようですが、それは恐らく排除しようとしていると思うのです。高齢で身寄りのない方が住んでおられて、自

転車に乗るとよく転ぶし、買物に非常に困っておられるので、「見てもらえないので何とかしてあげてください」という話なのです。確かに独居の方で私が見てもどうしようもない方は、私が施設入所の説得を家族にしたこともあります。しかし、周りの人は、高齢者のことを分かりませんし、高齢者なので先々の改善は難しいので、その意識は何とかならないのかなというのが私の常日頃の悩みです。

○会 長 戸建てに住んでおられたらまだ周囲の方との距離がありますが、マンションですと結構目立つのですね。認知症サポーターの養成などもしていますが、それがほんとに認知症の方への理解になっているかというところでもないのですね。

○委 員 日頃ボランティアをされている方はかなり高い意識を持っておられますがね。

私と同じマンションに住んでおられるおばあさんは、非常に元気でマラソンもされるのですが、認知症がかなり進んでいました。住民の人とエレベーターに乗り合わせると、私などは日頃から顔を知っていますから結構普通にお話しできますが、10代、20代の方に対してはなかなかみつかるのです。「あの人を何とかせえ」と言われて理事長も非常に困って私に相談してきたのですが、ご主人も80代後半でなかなか動けないというケースもありました。また、精神障害をお持ちの方は、ご家族が見放してしまっていて、これもなかなか解決しないですね。

○会 長 あからさまに迷惑だからというのはなかなか言いにくいでしょうが、「ご自身の安全のことを考えると…」という言い方がいいかもしれませんね。自覚していないにしても、排除の気持ちが出てくると共生社会と逆になってしまいますが、実際に日常的にそういうことがあれば分からなくもないですね。

○委 員 難しいですね。

○会 長 そういう意味では、これからは人ごとではないので、自分のこととして考えられるような学習会的な機会をもっとつくっていくしかないかなという気がします。

○委 員 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）がなかなか民間で進んでいかない部分があり、介護の現場でも書いてもらうように話を切り出しにくいのです。これは、医師会も絡みながら話を進めていかないといけないと思いますし、行政も一緒に進めていただけるようにするといいと思いますので、よろしく願いします。

○会 長 それは、専門性を高めていく話と、住民の理解の促進の両方に言えますね。

本日の素案を基に、次回には保険料を含めて最終版が出てくると思います。制度としては充実していますが、ここに来て高齢者の数も増えるし、人材不足ですし、介護保険料もどんどん上がってしまっていて、制度自体が結構大変な状況になっています。また、共生社会と言いながら先ほどのようなお話もたくさんありますので、行政としても考えていかなければいけないと思います。

○委 員 これはケアマネとして我が事だと思いますので、53ページについて質問

させていただきます。

ケアプラン点検数が令和5年度と令和6年度で3倍近く増えていますが、どのように実施されようとしているのですか。

○事務局 ケアプラン点検については、職員で実施していましたが、令和5年度の途中から始めて令和6年度から本格的に業務委託という形をとって実施することで、件数の増や職員負担軽減を図っていきたいと考えています。

○委員 私は再三、現場負担を軽減する必要があると言っていますので、点検は必要だと思いますが、バランスを見ていただけたらと思っています。

もう1点、135ページの最後に「福祉サービス利用援助事業の周知と推進」というところがあります。私も、認知症が進んで金銭管理ができないと相談を受けることも多くて、西宮市社協で福祉サービス利用援助事業を依頼することも多いです。ただ、この事業も人材不足で専門員がいません。何か月、何年待ちというところで、それをケアマネがサポートしているという現実もありますので、このあたりは、周知と推進は大事だと思いますが、行政と社協との対話を進めて、この事業の拡充というか増員というか、この事業がもう少し使いやすくなって、依頼すればすぐにつながるような形でできたら、私たちケアマネや地域包括の負担も少し軽減するのではないかと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○事務局 福祉サービス利用援助事業については、県社協から市社協への委託事業ですので、その活動を支援するために、市としても県社協からの委託料の不足分について人件費の補助を行っています。また、市社協の担当者と市の補助の担当者との意見交換をしながら、利用者のニーズに対応していくために、相談を受けた段階で、実際にこの事業を使っていく必要のある方なのかなどのアセスメント等々を実施しまして、できる限り待機の日数を減らしていく取組を進めています。今後もニーズに対応できるような体制をつくっていくために、市社協とも調整しているところです。

○委員 ぜひ対話していただいて、改善できるところはしていただけたらと思っています。

○委員 おっしゃるとおりだと思います。介護保険制度は、もともと、若い家族がいて、その介護力があるという前提で設計されているものです。ですから、独居の方は想定にないので、初めから保険ですべて対応できるわけではないのです。現在は、若い家族はいませんし、同居している家族がいても高齢という事態になっています。それならどこがどうやってカバーするかが今の問題です。ケアマネジャーが一番のキーパーソンですから、どうしてもそこに話が行きますし、あるいは民生委員に行くのです。しかし、それを何とかシステムでカバーしていきたいという現在の制度の方向性で、社協もこれから最も力を入れていきたいし、市と連携していきたいと思っていますので、ぜひともよろしくお願いします。

○会長 生活支援員は通帳を預かって銀行でお金を下ろしてきたりすることができるのですが、その人数がいないと、ニーズがあっても対応できません。生活支援員には人件費が必要になりますので、この方をきちんと雇用しようと思うと、

それだけお金が必要になります。これに委託料と市からの補助で対応していても、依然としてニーズが多い状況が続いていますし、これからますます対象者は増えます。ですからもっと対応が必要になりますね。

それから、ケアプラン点検は、単に点検するだけではなく、民間委託するとしても、行政との共同作業で、適正なプランときちんとしたケアが実行されなければいけないので、そういうあたりの仕組みが構築されなければいけないですね。

○委員 135ページの権利擁護のところですが、特に3番目の「権利擁護支援者人材バンクへの登録促進と活動体制の整備」というところです。私自身が第1期の研修修了者で、第3期まで行ったと思うので、全員が登録したとしたら百数十名が人材バンクに登録していると思うのですが、実際問題、後見は1人もいなくて、保佐が1名だけです。これが始まる頃は家裁自身が後押しするような形でしたが、今は全く逆で、家族後見はあるのですが、家裁はほとんど第三者後見を認めません。ですから、これを書いても意味はないのではないかと思います。

○会長 市民後見人の講座の第1期生ですか。

○委員 はい、第1期生で、半年間、毎週受けました。

○会長 市内で保佐1人だけとなると少ないですね。

○委員 他の都道府県と違って兵庫県だけなのかもしれませんが、家裁が第三者後見から手を引いておられるような感じです。

○会長 後見人は家裁が選任しますからね。

○委員 そうです。ですから、これは家裁の問題であって、市がいくら何かやろうとしても無駄だと思うのです。

○会長 法務省を含めて成年後見制度の利用促進はうたっています。

○委員 後見制度そのものの必要性はどんどん上がりますが、実態としてはそういうことです。

○会長 人材バンクに登録されている方は、ずっと待っている状態なのですか。

○委員 私は、途中で登録をやめました。

○会長 これは、活性化するための方策のようなものにできないですかね。

○委員 後見ではない仕事の連絡は来ます。

○事務局 おっしゃるとおり、権利擁護支援者人材バンクから市民後見活動につながっているケースは少なく、現在我々が把握しているのは3人が活動されている状態だとお聞きしています。実際の市民後見活動までいくと、やはりハードルが高かったり、思っていたのと違うという方もいらっしゃるようです。成年後見の後見人の人材不足が深刻な中で、市民後見人を増やしていかないといけないと取り組んでいるところですが、これは本市だけではなく、まだまだ普及していないのが現状です。ただ、この権利擁護支援者の養成によって、市民後見人ではなく、福祉サービス利用援助事業で活動されている生活支援員や特別養護老人ホームでの介護相談員などの活動をされている方もおられます。広く権利擁護の活動を市民に普及して、権利擁護支援者の活動を増やしていく取組は大事だと思っていますので、無駄ということはないと考えています。

○会長 市民後見人として3人の方が活動しておられますが、権利擁護という

分野で言うと、福祉サービス利用援助事業の生活支援員や、特養には市民の立場で訪問して外部相談を受ける相談員がおられますので、広い意味では権利擁護活動だと思えます。

市民後見人に関しては、バックアップする機能がないと、業務としてはかなり煩雑です。それをきちんとバックアップするものとセットで考えなければいけないと思えます。

○委員 78ページの「施設サービス利用者数の見込み」です。介護老人保健施設では、昨年度3月31日時点の施設整備数799から第9期は796に減っていますが、介護医療院は逆に189と非常に伸びています。また、その下の表の施設整備数の介護医療院は令和8年度には76床という数字が挙がっています。西宮市の介護医療院は現在3つで、これが増えるというのはどういうことなのでしょうか。

○事務局 老人保健施設に対して、「今後介護医療院に転換する予定はありますか」と調査しました。その中で1施設から転換するという申し出がありまして、それが76床ですので、ここで76床増えたわけです。

○委員 次の79ページの定期巡回の数が、令和6年度225、令和8年度232となっていますが、先日、定期巡回の方の報告会に出席しましたら、老老介護や独居の方には、特に夜間に誰もやってくれない、いてくれないという不安がかなり強いので、定期巡回では夜間に訪問することがかなりあるという話が出ていました。今のサービスの中で夜間の定期巡回はなかなかできにくい部分だと思えますので、これを増やすことはできないのでしょうか。

○事務局 定期巡回型のサービスについては、市から補助金を出して箇所数を増やしたりしている状況ですし、ホームページ上で利用を促進するためのアピールをしているのですが、事業所の負担が大きくて、参入する事業所が少ない状況にあります。ただ、定期巡回サービスに関しては、兵庫県内85か所という中で西宮市には9か所ありますので、箇所数としては多い状況と考えています。

○委員 それと、85ページの介護給付費の推計の表から令和5年度と令和6年度を比較しますと、ほとんどのサービスが少しずつ減っているのですが、特定施設入居者生活介護だけは令和7年度に急に伸びています。同様に、地域密着型介護サービスの認知症対応型共同生活介護の分も若干増えています。この2つだけが令和7年に増えているのはどういうことなのでしょうか。

○事務局 有料老人ホームに関しては、第8期において多く募集したこともありまして、第9期に向けて整備が大きく進むと考えていますので、それによって数が増えていると考えています。

○会長 そのほかにいかがですか。

〔発言者なし〕

○会長 それでは、事務局から何かありますか。

○事務局 本日は貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

次回の第4回高齢者福祉専門分科会は、今年度の最終回となります。開催は令和6年2月8日木曜日14時を予定しています。委員の皆様には、開催予定の約1か月前にご案内させていただきますので、お忙しいところを恐れ入りますが、ご

予定をよろしくお願ひします。

○会 長 それでは、これで閉会します。ありがとうございました。

〔午前11時16分 閉会〕